

6. 保育サービスの質の向上

(1) 保育士の役割の増大

- 平成12年に、保育所保育指針を改正し、
 - ・ 地域の子育て家庭に対する支援機能を追加
 - ・ 延長保育、夜間保育等、多様な保育ニーズへの対応について追加する等多様化する保育需要に対応。これに伴い、保育士養成課程や保育士試験についても見直しを行った。

- 平成13年11月に成立した改正児童福祉法において、専門職としての保育士（累計約141万人、うち27.5万人が保育所で従事）が国家資格化され、
 - ・ 児童の保育及び保護者に対する保育指導を行うことを業務として法律上規定し、保育所等に通う子どものみならず、専業主婦家庭を含め、幅広く地域社会の子育て支援のための業務を行う者と明確に位置付け、
 - ・ 名称独占化や守秘義務を課す、こととされた。平成15年11月施行。

保育士の養成

	14年度	累計（昭和24年度～）
保育士養成施設卒業	37.4千人	1,448.2千人
保育士試験合格	4.5千人	305.7千人
保育士養成施設数	386か所	—

(2) 第三者評価の推進

- 第三者評価とは、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することにより、事業者によるサービスの質の向上に係る取組を促進するとともに、利用者がサービス内容を十分把握することができるようにするための事業。

- 保育所においても、保育サービスの質を確保するため、平成14年度から保育所第三者評価システムを導入。

7. 保育所と幼稚園

保育所と幼稚園については、「働くために子どもを預ける場が必要」というニーズ、「早くから一定の質以上の教育を受けさせたい」というニーズが出発点となって二つの制度がある。

(1) 保育所と幼稚園について

- これまでも、保育所と幼稚園の制度の一元化等について、臨時教育審議会（昭和59年設置）等の場で議論され、異なるニーズがある中で各制度の充実を図ること、保育所と幼稚園の連携を進めることとされている。文部科学省と厚生労働省は連携し、以下のような取組を実施している。
 - ・ 幼稚園余裕教室の保育所転用に係る財産処分手続を簡素化（9年）
 - ※ 公立幼稚園の民間保育所転用：11件（14年4月現在（予定を含む））
 - ・ 施設・設備を相互に共用できるよう、文科省と共同指針を作成（10年）
 - ※ 合築等による整備：171か所（14年5月現在）
 - ・ 保育所保育指針と幼稚園教育要領の整合性を確保（11年）
 - ・ 学校法人による保育所設置、社会福祉法人による幼稚園設置が可能に（12年）
 - ※ 学校法人による保育所：公設民営型を含み19件（14年10月現在）
 - ・ 保育所と幼稚園の連携事例集の作成・情報提供（14年～）
 - ・ 保育士資格と幼稚園教諭免許を同時取得しやすくするための養成課程等の見直し（14年）
- また、保育所と幼稚園の一元化については、「地方分権改革推進会議最終報告」（平成14年10月30日）等において、積極的に推進すべきとして取り

上げられているが、厚生労働省の考え方は以下のとおり。

保育所と幼稚園は、それぞれが整備充実を図る中で、施設の共用化や資格の相互取得の促進等、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図っており、両制度の一元化ではなく、地域において全ての児童の健全育成を図る観点から、両者の連携の強化を図る方向で施策を進めるべきと考えている。

具体的には、保育所と幼稚園の連携に関する地域独自の工夫による具体的な事例の収集・紹介を逐次実施するとともに、平成15年度においては、幼稚園教諭資格所有者が保育士資格を取得しやすくするための措置を行うこととしている。

- さらに、構造改革特区に関する地方公共団体等からの提案を受け、保育所と幼稚園の一層の連携を図る観点から、構造改革特区において、一定の条件の下に保育所児と幼稚園児を一緒に保育すること等を認めることとしている。

(2) 保育所運営費の一般財源化について

- 「地方分権改革推進会議最終報告（平成14年10月30日）」や「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針について（平成14年12月24日閣議報告）」において、保育所運営費負担金等の一般財源化の検討等が指摘されている。
- 保育所運営費の一般財源化については、国の重要な基本施策である次世代育成支援対策の中核をなすものである保育所について、国の関与を弱めることにつながり、また、待機児童ゼロ作戦を政府全体として推進していること等にかんがみ、適当でない。

(3) 「総合施設」について

- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）においては、「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする」ことについて、平成18年度までに検討を行うこととなっている。

また、「関連する負担金の一般財源化など国と地方の負担の在り方について、地方公共団体の意見を踏まえ」、新しい総合施設の検討と並行して検討を進め、必要な措置を講ずることとなっている。

「総合施設」の検討に当たっては、保育所と幼稚園の共用施設や構造改革特区で容認した合同保育の実施状況も評価しながら、文部科学省など関係省庁ともよく相談しつつ、検討を行うこととしている。

○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（平成15年6月閣議決定）

（別紙2）国庫補助負担金等整理合理化方針

2 重点項目の改革工程

【社会保障】

- 新しい児童育成のための体制の整備
 - ① 近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする。
 - ② 児童の教育・保育に従事する者は、当分の間、それぞれの資格を認めることとしつつ、将来的に幼稚園教諭と保育士の双方の資格を併せ持つことを要することとし、当面、双方の資格が取得しやすいような方策を講ずる。
 - ③ ①及び②の実現に向けて、関係省庁において平成18年度までに検討するとともに、関連する負担金の一般財源化など国と地方の負担の在り方について、地方自治体の意見を踏まえ、上の検討と並行して検討を進め、必要な措置を講ずる。

保育所児童数と幼稚園児童数の推移

